

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年7月10日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒064-0808 札幌市中央区南8条西2丁目5-2

札幌市総務局行政部公文書館管理係（電話 011-521-0205 FAX 011-521-0210）

メールアドレス：kobunshokan@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 借入件名及び数量

札幌市公文書館電話設備借受 一式

(2) 借入件名の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間及び納入期限

ア 借入期間 令和7年10月1日～令和12年9月30日（60月）

本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

イ 納入期限 令和7年9月30日

(4) 借受場所

公文書館（札幌市中央区南8条西2丁目5-2）

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」-中分類「物品賃貸業」の登録があること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等

経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本仕様書に示した借受物品の調達が十分に可能な者であること。

4 入札に要求される事項

(1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望するもの（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び上記 3 の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）を下記 (3) に掲げる提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない。

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、審査書類の詳細については、入札説明書において示す。

(2) 審査書類及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。また、入札説明書は下記 URL のホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/somu/keiyaku/ippan.html>

(3) 審査書類及び入札書の提出期限

ア 審査書類 令和 7 年 7 月 23 日（水）17 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

イ 入札書 令和 7 年 7 月 29 日（火）17 時 00 分（ // ）

※ 審査書類の審査の結果、上記 3 に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和 7 年 7 月 25 日（金）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。

※ 本審査書類の提出がない場合には、入札書等が提出されても無効とする。

(4) 開札の日時及び場所

令和 7 年 7 月 30 日（水）13 時 15 分

公文書館 2 階小会議室（札幌市中央区南 8 条西 2 丁目 5 - 2）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額を一年間に換算した額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）第 8 号各号の一に該当する入札

イ 上記 4(3)の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記 3 の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

上記 3 の入札参加資格を有すると認めた入札参加者のうち、札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。